

中小企業

新事業進出補助金

⑤精算払請求の手続き全体像

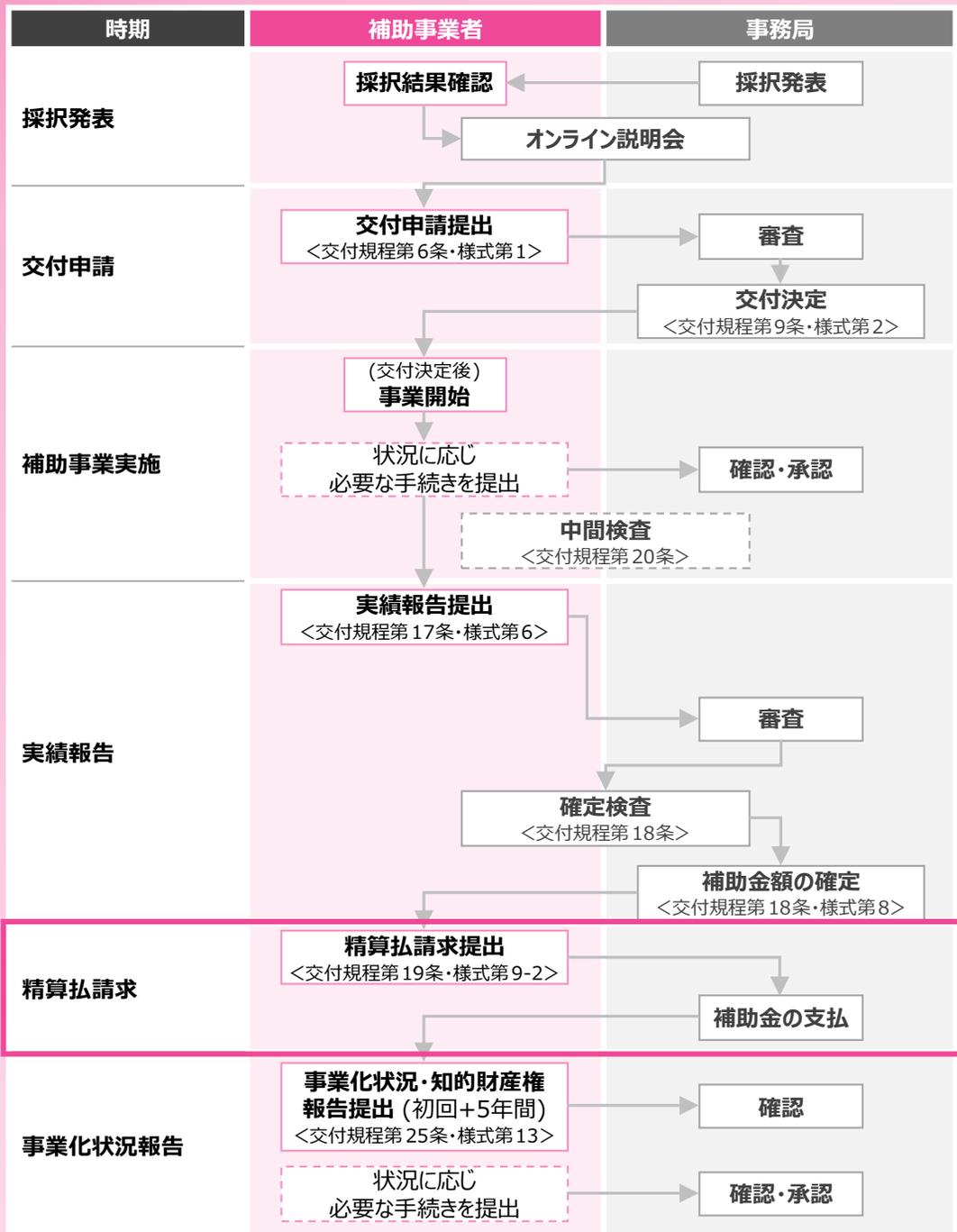


2026/2/16

第1.0版

中小企業新事業進出補助金事務局

精算払請求の手続き



本資料の位置付け

- 本資料は、精算払請求の手続きについて、「何を」、「いつ」、「誰が」、「どのように」行えばよいか、手続きの入口として取りまとめたものです。手続きの詳細は、各ページの「参照する資料」に記載されているドキュメントを確認してください。

1. 精算払請求

精算払請求とは

- 精算払請求とは、補助事業の実績報告及び補助事業の成果等を実際に確認する確定検査を経て確定した補助金額を、事務局宛に請求する手続きです。

手続きタイミング・方法

- 「**補助金確定通知書**」受領後に精算払請求を行ってください。
- **本手続きを完了しないと補助金が交付されません。**
- 本手続きは、電子申請システムにて実施してください。

手続きの実施主体

- 補助事業者
(代表申請者)
- 連携体構成員
- リース会社

参照する資料

資料名	内容説明
● 交付規程	● 第19条第2項に、補助金の支払い(精算払請求)に関する条文が記載されています。
● 補助事業の手引き	● 精算払請求の手続きについて、補助事業者の皆様に理解してもらいたい情報や手続き時のルールを取りまとめています。 ● 「3-5-1. 補助金を請求する際の手続き」を参照してください。
● 電子申請システム操作マニュアル(④精算払請求の手続き)	● 本手続きを電子申請システムで提出するための操作マニュアルです。

改訂履歴

バージョン	改訂日	項目	内容
1.0	2026/2/16	—	初版発行